



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 962 特定非営利活動法人の設立認証の申請
(NPO協働推進課)
 - 963 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
(障害福祉課)
 - 964 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要
(商工振興課)
 - 965 保安林予定森林
(森林整備課)
 - 966 " "
(")
 - 967 道路の位置の指定
(都市政策課)
- 公告
 - 開発行為の工事の完了
(都市政策課)
- 諸報
 - 和歌山県市町村職員共済組合の平成18年度決算の要旨
(和歌山県市町村職員共済組合)
- 正誤
 - 平成18年11月23日付け和歌山県報号外和歌山県告示第1382号中
 - 平成19年7月24日付け和歌山県報第1878号和歌山県告示第940号中

告 示

和歌山県告示第962号
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の

規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年9月23日まで縦覧に供する。

平成19年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年7月23日
- 2 名称
特定非営利活動法人和考人
- 3 代表者の氏名
横浜伸彰
- 4 主たる事務所の所在地
岩出市荊本259番地の11
- 5 定款に記載された目的
この法人は、「誰もが豊かな生活を営むことができる和歌山」の実現のために和歌山県民に対し、経済、芸術、人権、まちづくりに関する事業を行い、地域が持つ基盤を生かし、和歌山の発展に寄与する事を目的とする。

和歌山県告示第963号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120073	ニチイケアセンターのぶとき	和歌山市次郎丸80-3 パークハウスJ-2 1階	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	平成19.8.1	平成25.7.31
3010120081	ヘルパーステーションういの森	和歌山市湊御殿一丁目5-4	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社S&M	和歌山市湊御殿一丁目5番30号	平成19.8.1	平成25.7.31

和歌山県告示第964号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。
平成19年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コーナン商事株式会社
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 2 意見の概要

騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力してください。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成19年8月3日～平成19年9月3日

時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第965号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡串本町佐部字大畑タ1487・1488・1489・1489の3(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1485、1486、1489の2、1490、1491の1、1492、1493の2、字市洞1529の1・1530の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1526から1528まで、1531、1532の1、上田原字足谷2625から2637まで、2641、2642、2646から2650まで、2652

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第966号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字壱原字下ノ谷960の1、1099の4、1101、字小麦1103、1113、1113の1、1114の1、1118、1118の1、1124の1、1129の1、1132の1、1147、1148の1、1148の3

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第967号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2947	有田市宮崎町字箕川57番地の一部	有田市糸我町西558株式会社南元代表取締役宮井俊行	平成19.7.26	4.30	35.00

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	御坊市藪字宮ノ前312-4の一部・314-1・315-1の一部・315-3の一部、字佐渡316-1・316-2の一部・316-4の一部・317-2・318-1・318-2・320・320-1・321-1
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市中島185番地の3株式会社オークワ代表取締役 大桑啓嗣

諸 報

和歌山県市町村職員共済組合決算公告

和歌山県市町村職員共済組合同定第5条の規定に基づき、平成18年度決算の要旨を公告する。

平成19年8月3日

和歌山県市町村職員共済組合

理事長 山田 五良

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
9	20	1	44	74

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員種別	一般	市町村長	特定消防	任意継続	合計
組合員数(人)	13,673	30	1,385	391	15,479
給料月額(百万円)	4,621	20	457	119	5,217
一人当たり給料月額(円)	338,016	681,223	330,290	304,495	337,144

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位:人)

経理単位	業務	保健	貯金	貸付	合計
人	14	4	4	2	24

4 損益計算書の要旨

(単位:千円)

収	経理区分	短期	長期	業務	保健	貯金	貸付	基礎年金支払
	負担金		3,383,056	11,403,492	112,912	184,522		
掛金		3,487,898	6,416,950		184,457			
高額医療交付金		63,654						
育児・介護休業手当金交付金		225,051						
基礎年金交付金			1,389,952					
組合員貸付金利息							304,729	
連合会交付金					4,863		73,027	
利息及び配当金		304	2,337,839	133	272	388,161	481	
その他の収入		947,290	215,877	4,326	50,017	42,528	98,750	
他経理から繰入金				57,558				
前年度支払準備金		503,278						
前年度繰越長期給付積立金			90,917,882					
基礎年金国庫金								868,938
計		8,610,531	112,681,992	174,929	424,131	430,689	476,987	868,938
支	給付金	3,700,713	15,190,745					868,706
職員給与				91,813	30,989	49,572	12,497	
厚生費				63	321,990	19	8	
旅費・事務費				18,569	5,713	4,495	2,625	
委託費				7,797	14,350	2,790	1,002	
貸借料				2,393	1,927	1,297	430	
負担金				16,922	5,327	7,557	2,923	
連合会分担金				16,284	302			
支払利息						89,685	263,938	
老人保健拠出金		1,437,015						
退職者給付拠出金		1,164,235						
介護納付金		619,062						
連合会払込金		121,380	487,533				28,717	
連合会拠出金		223,352						
基礎年金拠出金負担金			4,699,134					
基礎年金返還金								232
他経理へ繰入金		22,115	35,444					
その他の支出		3,181	443,674	7,151	2,789	3,355	66,301	
次年度支払準備金		579,239	458					

次年度繰越長期給付積立金		91,825,004						
計	7,870,292	112,681,992	160,992	383,387	158,770	378,441	868,938	
差引当期損益金(△)	740,239		13,937	40,744	271,919	98,546		
年度末長期給付積立金		122,045,917						
年度末剰余金	1,185,297		104,185	306,417	1,572,430	361,433		

正 誤

正 誤

平成18年11月23日付け和歌山県報号外和歌山県告示第138

2号中

新宮港(-11m)泊地	新宮市佐野地先	420,000平
-------------	---------	----------

方メートル	水深 11.0メートル	は誤
-------	-------------	----

りにつき、

新宮港(-10m)泊地	新宮市佐野地先	420,00
-------------	---------	--------

0平方メートル	水深 10.0メートル	」
---------	-------------	---

に訂正する。

正 誤

平成19年7月24日付け和歌山県報第1878号和歌山県告示第

940号中

ページ	段	誤	正
1	右	区域	地区